

ま　え　が　き

毎月勤労統計調査は、厚生労働省が主管する統計法に基づく基幹統計で、我が国の常用労働者の賃金、労働時間、雇用の毎月の動きを明らかにすることを目的としております。

その結果は、我が国や本県の経済政策立案などの資料として活用されるほか、各企業における賃金や労働時間の決定のための基礎資料として用いられるなど、各方面に広く使われております。

本調査の歴史は古く、大正時代から「賃銀毎月調査」という名称で開始され、昭和 22 年に「統計法」ができるとすぐに、国が行う特に重要な統計調査の一つとして国勢調査などとともに「指定統計」となりました。平成 21 年 4 月に統計法が改正され「指定統計」から「基幹統計」へと変わりました。本県においては、復帰後の昭和 47 年 7 月から実施しています。

この報告書は、沖縄県が毎月「沖縄県の賃金、労働時間、雇用の動き」として公表している毎月勤労統計調査地方調査(常用労働者 5 人以上の事業所)の平成 29 年 1 月分から 12 月分までの月報及び年平均結果をとりまとめたものです。

また、巻末に付録として年 1 回(7 月)実施される特別調査の結果(常用労働者 1 人～4 人の事業所)を掲載しました。

本書が沖縄県における労働情勢の動きを把握する資料として各方面で御利用いただければ幸いです。

この調査に御協力いただいた事業所及び調査関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

本調査結果の信頼性は、調査事業所及び調査関係者の多大な御尽力によるものであり、今後とも一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 31 年 2 月

沖縄県企画部長

川 満 誠 一

— 平成29年 毎月勤労統計調査地方調査年報 —

目 次

I 結果の概要（事業所規模5人以上）

1 賃金の動き	1
2 労働時間の動き	4
3 雇用の動き	5
4 一般労働者及びパートタイム労働者について	7

II 結果の概要（事業所規模30人以上）

1 賃金の動き	8
2 労働時間の動き	11
3 雇用の動き	12
4 一般労働者及びパートタイム労働者について	14

III 統計表

1 事業所規模5人以上	
(1) 指数表（産業別）	16
(2) 実数表（産業別）	34
2 事業所規模30人以上	
(1) 指数表（産業別）	44
(2) 実数表（産業別）	62

IV 毎月勤労統計調査地方調査の概要 ······ 72

付 錄

毎月勤労統計調査特別調査結果（事業所規模1～4人） ······ 78

<平成29年7月調査>

利 用 上 の 注 意

1 「鉱業」については、調査対象事業所数が表章基準を満たしていないため表章していない。

2 略称で表記している産業の正式名称は、以下のとおりである。

略称	正式名称
電気・ガス業	電気・ガス・熱供給・水道業
学術研究等	学術研究、専門・技術サービス業
飲食サービス業等	宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス等	生活関連サービス業、娯楽業
その他のサービス業	サービス業（他に分類されないもの）

3 統計表中「-」印は、調査あるいは集計を行っていない（または指数化していない）箇所、または調査対象事業所が少ないと表章していない箇所である。

4 統計表の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計が必ずしも合計欄の数値と一致しない。

5 実質賃金指数は、名目賃金指数を総務省統計局調べ「那覇市消費者物価指数（帰属家賃を除く）」で除したものである。

6 指数は平成 27 年を基準（平成 27 年 = 100）としている。なお、5 年に一度、基準時が更新される。

7 平成 27 年 1 月分調査より第一種事業所の抽出替えに伴いギャップ修正を行ったことから、賃金・労働時間指数、常用雇用指数及び前年同月比については、過去に遡って修正を行った。このため、これまで公表した数値とは一致しない。
(実数は修正していない。)

8 平成 22 年 1 月分の結果から、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。